

米原駅東西自由通路で企画展開催中

米原の「お顔」展

11月30日(月)まで

地域のみなさんが、今まで大切に守り受け継いできた市内の仏像など36体の「お顔」の写真を、横15メートル、縦2.5メートルの横断幕で展示しています。国の重要文化財や秘仏もあります。



2015寺宝展 米原市秘蔵の4か寺の寺宝を公開中

- 会期／11月15日(日)までの土日祝 9時～16時
- 料金／各寺院 拝観料300円
- 場所／成菩提院・観音寺・清瀧寺徳源院・蓮華寺

問 市 商工観光課 (伊吹庁舎)

☎ 58-2227 FAX 58-1197

「甲斐みのりの、おりて、めぐる、米原の旅」

普段、米原で生活をしている私たちでは気が付かない、外からの視点で、米原の暮らし(人・味・風景)を写真と文章で表現しています。

市外の人はもちろん、市民のみなさんにも新たな市の魅力発見につながります。

平成28年2月頃、展示の切り替えを予定しています。



甲斐みのりプロフィール

女性が好み、憧れるモノやコトを題材に活動する文筆家
「乙女みやげ(小学館)」 「お菓子の旅(主婦の友社)」
「東海道新幹線 各駅停車の旅(ウェッジ)」など著書多数

問 市 みらい創生課 (米原庁舎)

☎ 52-6784 FAX 52-5195

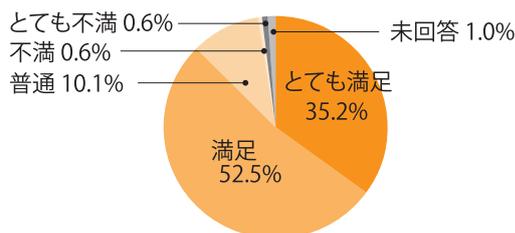
～さらなる市民サービスの向上のために～

窓口アンケートを実施しました!

市では、職員の接遇や待ち時間などに対するみなさんのご意見をうかがい、より良いサービスにつなげていけるよう4庁舎窓口においてアンケートを実施しました。

信頼される市役所、親しまれる職員をめざし、さらなるサービスの向上に努めます。

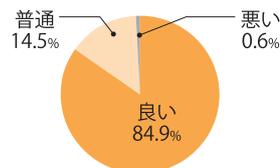
【総合評価】



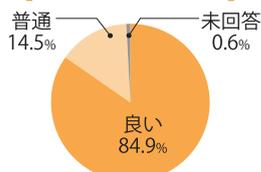
【実施期間8月3日～31日 回答数179件】
ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。

問 市 市民窓口課(米原庁舎) ☎ 52-6927 FAX 52-4539

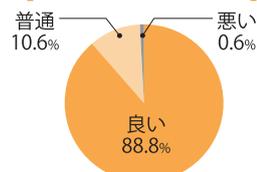
【職員のあいさつは いかがでしたか】



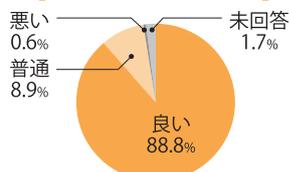
【職員の身だしなみは いかがでしたか】



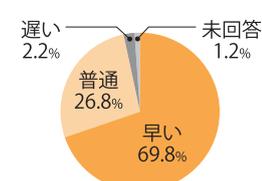
【職員の言葉づかいや 態度はいかがでしたか】



【職員の説明は わかりやすかったですか】



【待ち時間はいかがでしたか】



女性消防団員を募集します

米原市消防団では新たに女性消防団員を募集します。女性消防団員には、女性の持つソフトな面を生かして、防火防災に関する啓発・広報活動や高齢者世帯への防火訪問・防火指導をはじめ、地域の集会場等で開催される応急手当講習の普及活動を行っていただきます。また大規模な災害が発生した場合には情報収集などの後方支援をしていただきます。

あなたも消防団活動に参加して、いざという時に家族や近所の人を守る「地域の子カラ」になりませんか。



- **募集期間** 11月2日(月)～12月10日(木)
- **募集定員** 10人程度
- **採用日** 平成28年4月1日

応募資格

- ・市内在住・在勤であること
- ・満18歳以上の女性で、健康であること(学生可)
- ・消防団活動に関心があり、行動できること

応募方法

- ・入団申込書に記入の上、防災危機管理課または各庁舎窓口へ
- ・入団申込書は各庁舎窓口にあるほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

※平成28年1月下旬、書類と面接により選考します。
※詳細は応募者に別途通知します。

応募先

〒521-8601 米原市顔戸488番地3
米原市役所 近江庁舎2階 防災危機管理課
☎52-6630 FAX52-6930

秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)

火災が発生しやすい時季です。
この機会に、防火意識を高めましょう。

平成27年度全国統一防火標語

「無防備な 心に火災が
かくれんぼ」

- **火災予防パレード**
11月8日(日)8時30分～
市消防団が市内一円を巡回します。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 小さいうちに火災を消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防ポンプ自動車を配属

市では、消防車両等の整備更新を計画的に実施しています。平成27年度は1台の消防ポンプ自動車(分団車)を更新し、山東方面隊第3分団へ配属しました。

市民のみなさんの生命や財産を守るため、今後も計画的に消防車両や消防ポンプの更新を行い、災害への対応力を高めていきます。



全国統一防火標語を募集します

家庭や職場、地域における防火意識の高揚を図ることを目的に、全国統一防火標語を募集します。
入選作品は、平成28年度の全国統一防火標語として、防火ポスターをはじめ啓発に使用します。

●応募方法

11月30日(月)までに、次のウェブサイトの専用応募フォームから応募してください。

URL <http://www.boukahyougo.jp/>

問 (一社)日本損害保険協会
生活サービス部 防災・安全グループ
☎03-3255-1294

問 市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎52-6630 FAX52-6930

事業主のみなさんへ

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

給与を支払う事業者は、原則、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することが地方税法および各市町の条例により、義務付けられています。滋賀県と県内すべての市町は、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者に対し、個人住民税の特別徴収による納入を徹底します。所得税の源泉徴収義務者で、特別徴収を実施していない事業所は準備してください。

特別徴収制度

給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町民税、県民税）を徴収（引き去り）し、納入する制度

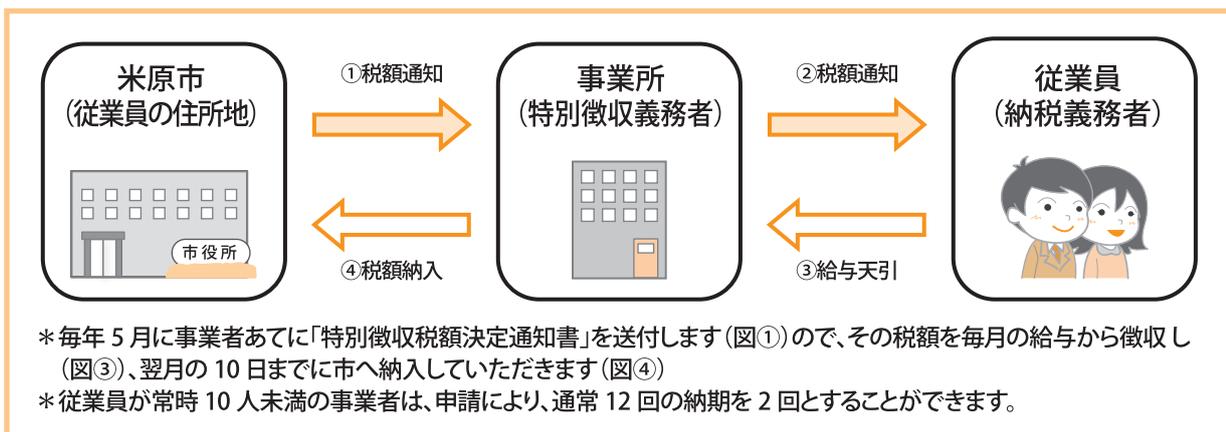
特別徴収のメリット

給与所得者（従業員）は…

- 毎月、給与から徴収（引き去り）されるので納め忘れがありません。
- 納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
- 納期が普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

給与支払者（事業者）は…

- 市町が税額計算を行うので、所得税と違い税額計算や年末調整の必要がありません。



問 市 税務課（近江庁舎） ☎52-1556 FAX 52-8730

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで 大切に保管してください！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、平成27年中に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。

11月上旬から「国民年金保険料控除証明書」が日本年金機構本部から送付されますので、大切に保管し、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

※10月1日以降、今年をはじめ国民年金保険料を納付した人は、平成28年2月上旬に送付されます。

問 日本年金機構彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

源泉徴収義務者のみなさんへ

年末調整説明会を開催します

平成27年分年末調整説明会を次の日程で開催します。当日は、事前送付した書類をお持ちください。

開催日	時間	会場
11月17日(火)	13時30分	長浜文化芸術会館
11月18日(水)	～15時30分	米原公民館

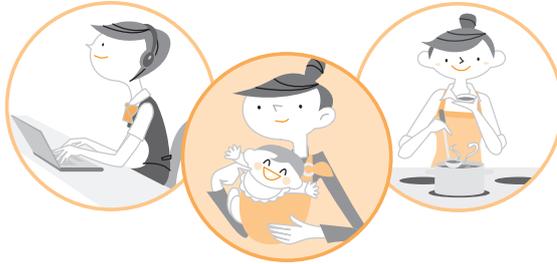
- * 来館の際は、公共交通機関をご利用ください。
- * 長浜文化芸術会館へ車でお越しの際は、豊公園の自由広場をご利用ください。

問 長浜税務署 法人課税第1部門
☎0749-62-6144

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です

県では、事業者、労働者、NPO、行政などが一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運を高めるよう取り組んでいます。

みなさんも家庭や地域、職場でのワーク・ライフ・バランスの取組を推進しましょう。



仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、健康・休養、地域生活、自己啓発などさまざまな活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと

あなたの「ワーク・ライフ・バランス」をチェック!

みなさんは、いくつ当てはまりますか。自分自身のワーク・ライフ・バランスを考えてみましょう。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝は毎日気持ちよく(すっきり)起きられる | <input type="checkbox"/> 平日でも子どもの学校の行事に参加している |
| <input type="checkbox"/> 食事は毎日おいしく食べている | <input type="checkbox"/> 充実した余暇や趣味の時間を過ごしている |
| <input type="checkbox"/> ほぼ毎日、十分な睡眠時間がとれている | <input type="checkbox"/> 夕食はほとんど家族と一緒に食べている |
| <input type="checkbox"/> 残業は少ない方である | <input type="checkbox"/> 地域活動やボランティア活動に参加している |
| <input type="checkbox"/> 職場に相談できる仲間がいる | <input type="checkbox"/> 家事・育児等は家族と協力し合っている |
| <input type="checkbox"/> 仕事にやりがいや充実感を感じている | <input type="checkbox"/> スポーツなどで健康維持に努めている |
| <input type="checkbox"/> 有給休暇等の制度を有効に利用している | <input type="checkbox"/> 職場以外の友人も多い |

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX52-4539

全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料(通話料は除く)で、秘密は厳守します。

全国共通「女性の人権ホットライン」

ゼロナナゼロのホットライン

☎0570-070-810

●強化期間

11月16日(月)～22日(日)

●相談時間

8時30分～19時(土・日は10時～17時)

※ この期間以外にも、平日8時30分から17時15分まで、法務局職員・人権擁護委員が相談に応じています。

問 大津地方法務局 人権擁護課
☎077-522-4673

「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会にとらえ、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。



問 市 人権政策課(米原庁舎)
☎52-6629 FAX52-4539